筑北村　通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成２８年３月

筑北村通学路安全推進会議

１．プログラムの目的

近年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生していることから、筑北村でも通学路の安全確保に向けた取り組みを行ってきました。

更なる通学路の安全確保に向けて取り組みを強化していくために「筑北村通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携のもとで児童生徒の安全な通学路の確保を図っていきます。

２．筑北村通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。

［推進会議の構成］

（１）松本建設事務所
（２）安曇野警察署
（３）安曇野交通安全協会筑北支部
（４）小中学校（ＰＴＡ含む）
（５）筑北村　総務課
（６）筑北村　建設課
（７）筑北村　教育委員会

３．取組方針

（１）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのＰＤＣＡサイクル】

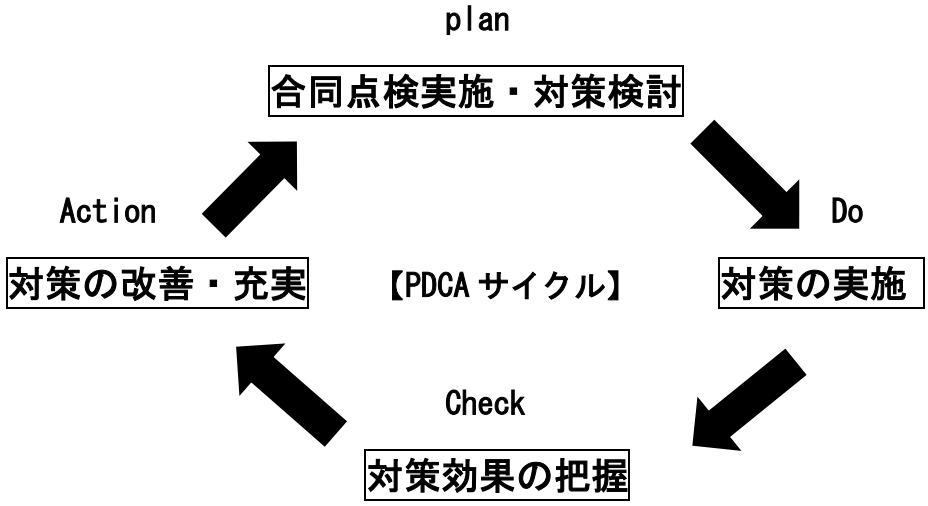

（２）定期的な合同点検（Plan）

〇危険個所の抽出

・各学校は、保護者の協力を得て通学路の点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を教育委員会に報告します。

〇合同点検の実施

・報告された危険個所について、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し学校関係者・道路管理者・警察・村等が参加する合同点検を実施します。

（３）対策の検討（Plan）

・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、道路整備や注意喚起（看板設置・路面標示等）のようなハード対策や、交通規制や通学路変更のようなソフト対策など、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施　（Do）

・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握　（Check）

・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童が安全になったと感じているか等を、学校を通じて対策効果の把握を実施します。

（６）対策の改善・充実　（Action）

・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４．対策一覧表、箇所図の公表

・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】

別添　対策一覧表及び箇所図